

# 中学生も消費者です！

お金を払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」と言います。レストランでご飯を食べる、コンビニで飲み物を買う、ノートやペンを買う、バスや電車に乗る……これらも全て「消費」であり、中学生も一人ひとりが「消費者」です。



消費者としての「権利」と「責任」について学ぼう！

## 消費者が権利を実現し、責任を果たすとは？



### 消費者の8つの権利

- ① 安全が確保される権利
- ② 選択する権利
- ③ 知らされる権利
- ④ 意見が反映される権利
- ⑤ 消費者教育を受けられる権利
- ⑥ 被害の救済を受けられる権利
- ⑦ 基本的な需要が満たされる権利
- ⑧ 健全な環境が確保される権利

### 消費者の5つの責任

- ① 商品や価格などの情報に疑問や関心を持つ責任
- ② 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任
- ③ 自分の消費行動が社会（特に弱者）に与える影響を自覚する責任
- ④ 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任
- ⑤ 消費者として団結し、連帯する責任

※消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。消費者の責任は、国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構が提唱したものです。



## 私たちの消費行動が社会を変える！

「安くてお得な商品を買う」＝「かしこい消費者」ではありません。大切なのは、品質を調べたり、表示を見たり、環境に優しい商品かどうかを調べて、よりよい商品を選択していくことです。消費者がより良い商品を選択すれば、より良い商品をつくる事業者が増えていきます。私たち一人ひとりの消費行動が、安全で安心な社会、公正な社会をつくることを自覚しましょう！

こんなのアリ!?と思ったら...  
あきらめないで、まず相談！

消費者ホットライン

188



宮崎県消費生活センター

ホームページ こんなのアリ!? 検索

お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）につながります。